

要

拒

(二回ニ支)十三日以上出勤ヤルモノニ對シテハ賞與ト
 シテ賃銀一日分ノ二割ヲ支給スルコトヲ發表シレ
 タルニ職工等ハ該値下ヲ苛酷ナリトシ爾來代表
 者職工森本弥一郎ハ工場主ニ對シ「賃銀一割
 値下及甚定期間中十五日以上出勤シタルモノ
 ニ對シテハ賞與トシテ賃銀一日分ハ五割ヲ支給
 又ラレタシトノ交渉ヲ爲シツハアリレカ去ルニ十日
 工場主ハ断然要求全部ヲ削ケタルニ依リ職工
 等ハ工場主ノ態度ハ冷酷極マリタルモノナリト
 憤慨シ去ルニ十二日遂ニ職工全部罷業ヲ爲ス
 ニ至レリ而シテ罷業職工ハ今日來西成郡今宮
 町字東田一。三番地右森本弥一郎方ニ集合シ
 一面代表者全人及田中儀右工門ハ引継キ工場主ト
 交渉中ナルカ職工側ハ解決ヲ焦慮シ工場主側カ
 多少讓歩スルニ於テハ妥協セムトスル模様アリ經道
 注意申ナリ
 右及申通報候也

特種第一六五回第

大正十二年一月二十九日

大阪府知事井上孝哉

内務大臣水野錬太郎殿
 内務省社会局長友成殿
 警視總監京都兵庫
 各座有柳長友殿
 大阪地方裁出小検事正殿

吉本瑠璃工場ニ於ケル

同盟罷業解決ニ関スル件 (第一二節)

職工全部六十八名(前報五五名ト)ハ去ル廿二日ヨリ
 罷業ヲ決スルノ上工場主ト交渉ヲ續ケツハアル
 コトハ既報ノ如ク双方トモ解決ヲ望ムノ念
 切ナルモノアリ今廿三日夜ニ至リ左記等恨
 条件成立シ其後一帯第一通り就業シ居